

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	学校教育法等の一部を改正する法律案の概要と国会論議 ーデジタルな形態の教科書の導入ー
著者 / 所属	徳田 貴子 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	486 号
刊行日	2026-8-6
頁	91-105
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260806.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要と国会論議

— デジタルな形態の教科書の導入 —

徳田 貴子

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正案提出の経緯等
3. 改正案の概要等
4. 国会における主な論議
5. おわりに

1. はじめに¹

第221回国会(特別会)において、「学校教育法等の一部を改正する法律案」(閣法第55号。以下「改正案」という。)が、令和8年6月10日の参議院本会議で可決され、成立した(一部を除き令和9年4月1日施行)。改正案は、情報通信技術の進展に鑑み、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、小学校、中学校、高校等においてデジタルな形態を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものである。本稿では、改正案の提出の経緯や概要等を概観した上で、国会における主な論議を紹介する。

2. 改正案提出の経緯等

(1) デジタル教科書(教科書代替教材)の導入

小学校、中学校、高校等では、紙媒体を前提とする教科書の使用義務が課されているところ、教育の情報化に対応し、学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、平成30年5月に学校教育法等が改正され、教育課程の一部²において、

¹ 本稿は令和8年7月15日までの情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

² 文部科学省告示により、デジタル教科書の使用は各教科等の授業時数の2分の1未満とされたが、令和3年4月に同制限は撤廃された(文部科学省告示の改正)。なお、視覚障害等により通常の紙の教科書を使用して

通常の紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用できることとなった(平成31年4月施行)。同改正により使用できることとなったデジタル教科書は、紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である「教科書代替教材」であり、教科書ではないため、教科書の使用義務や検定・採択・無償給与等については、対象外である。

紙の教科書に対するデジタル教科書の発行割合(令和8年度)は、小学校約99%、中学校約97%、高校約59%となっている。また、政府は、令和8年度において、約100%の小中学校等に英語、約55%の小中学校等に算数・数学のデジタル教科書を提供³している。

(2) デジタル教科書の在り方の検討に係る動きと改正案の提出

次期学習指導要領の検討⁴やGIGAスクール構想第2期⁵を見据えつつ、デジタル教科書の効果・影響を検証し、児童生徒の学びの充実の観点からその在り方と推進方策について検討審議することが必要であるとして、令和6年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会の下に、デジタル教科書推進ワーキンググループが設置された。同ワーキンググループは、令和7年9月、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認めることなどを内容とする審議まとめ(以下「審議まとめ」という。)を公表した。

図表1 審議まとめのポイント

制度的位置付け	教科書の形態としてデジタルも認める(検定・採択・無償給与等の対象に)
教科書の形態	一部が紙、一部がデジタルで作られたハイブリッドな形態の教科書も認める
対象学年・教科等	国が一定の指針(ガイドライン)を示す
導入時期	次期学習指導要領の実施 ⁶ に合わせて導入

(出所) 審議まとめより作成

また、審議まとめを受け、文化審議会において、今後のデジタル教科書の在り方を踏まえた著作権制度について検討が行われた⁷。令和8年3月に取りまとめられた文化審議会著作権分科会報告書では、検討結果として、著作権制度における教科用図書等に係る権利制限規定について、動画や音声を含む今後のデジタル教科書に対応するため、実演、レコードの利用についても権利制限の対象とすること等の見直しが必要とされた。

以上を踏まえ、政府は、令和8年4月7日、改正案を閣議決定し、国会に提出した。

学習することが困難な児童生徒に対し、学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、教育課程の全部又は一部において、通常の紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用できる。

³ 予算措置により国公私立の小学校5・6年生、中学校全学年を対象として提供されている。

⁴ 令和6年12月の文部科学大臣の諮問を受け中央教育審議会では学習指導要領改訂に向けた検討が行われている。

⁵ 政府は、GIGAスクール構想の下、令和元年度以降、1人1台端末と高速通信ネットワークを集中的に整備し、令和5年度末には全ての自治体で義務教育段階における1人1台端末の整備が完了した。令和6年度以降は、GIGAスクール構想第2期として、各都道府県に基金を設置し、1人1台端末の更新について5年間(令和6～10年度)支援を継続するとしている。

⁶ 前回の改訂と同様のスケジュールであれば、令和9年以降に学習指導要領改訂、令和12年度に小学校、令和13年度に中学校における全面実施、令和14年度以降に高校における年次進行による実施が見込まれる。

⁷ 現在の著作権法では、公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、権利者の許諾なく教科書に掲載することが可能であり、デジタル教科書についても、紙の教科書に掲載された著作物を権利者の許諾なく掲載することが可能である(いずれの場合も権利者への補償金の支払等が必要)。

3. 改正案の概要等

(1) 学校教育法の一部改正

ア デジタルな形態を含む教科書の使用

現在、学校教育法第34条第1項では、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」とされており⁸、この「教科用図書」は紙媒体が前提とされる⁹。

改正案による改正後の同項は、「小学校においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材をいう。次項及び附則第9条において同じ。）を使用しなければならない。」とされ、デジタルな形態を含むものとしての「教科書」が新たに位置付けられることにより¹⁰、小学校、中学校、高校等において、デジタルな形態を含む教科書の使用が可能となる。

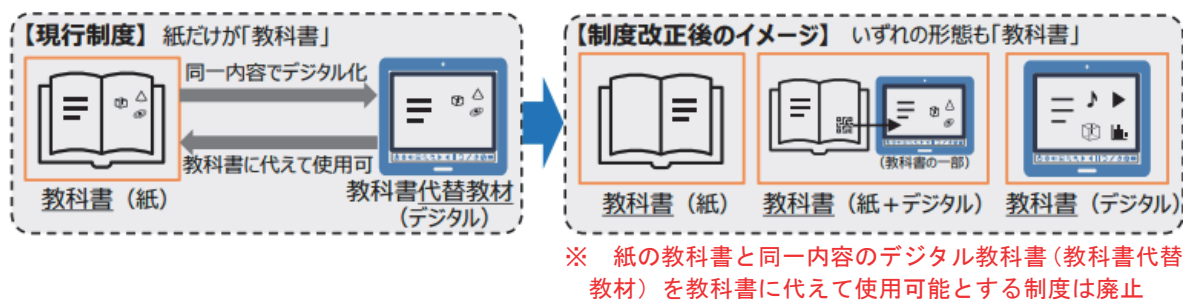
イ 特別支援学校等におけるデジタルな形態を含む教科用の教材の使用

現在、特別支援学校等において学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書を使用することが適当でない場合や、高校等において同項に規定する教科用図書がない場合は、それ以外の「教科用図書」を使用することができる（同法附則第9条第1項、同法施行規則第89条第1項、第131条第2項等）。改正案による改正後は、上記アと同様に、紙媒体であることを前提とした「教科用図書」ではなく、デジタルな形態を含む「教科用の教材」を使用することができることとなる（改正後の同法附則第9条）。

ウ 現行のデジタル教科書の廃止

現行の学校教育法では、教育課程の一部において、教科用図書に代えてデジタル教科書（教科用図書の内容を記録した電磁的記録である教材）を使用することができるとされているが、上記アに伴い、同制度は廃止される。

図表2 法改正前後の制度イメージ



（出所）文部科学省「学校教育法等の一部を改正する法律案の概要」に赤字部分加筆

⁸ 中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校について準用されている。

⁹ 学校教育法第34条第1項には、教科用図書について紙媒体に限定する旨の文言はないが、紙媒体であることを前提として様々な制度設計がなされている（教科書への印刷者の氏名住所及び印刷年月日の記載義務等）。

¹⁰ 改正後の学校教育法第34条第1項には、デジタルな形態を含む旨の文言はないが、デジタルな形態を含むことを前提として、改正案により、様々な制度変更がなされている（教科書等について、図書であるものと電磁的記録（デジタル）であるものに分けて、無償措置の方法が定められるなど（（2）イ参照））。なお、現在「教科書」の用語を使用している法律があり、「教科用図書」と「教科書」が混在しているところ、本稿では原則として条文等の原典に依拠して表記する。

（２）義務教育諸学校¹¹の教科用図書の無償に関する法律（無償法）及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（無償措置法）の一部改正

ア デジタルな形態を含む教科書等の無償化

現在、無償法第１条第１項では、義務教育諸学校について、紙媒体であることを前提とした「教科用図書」を無償としているところ、改正案による改正後は、デジタルな形態を含む「教科書等」（教科書及び学校教育法附則第９条に規定する教科用の教材（（１）イ参照）¹²）が無償となる。

イ 無償措置の方法

現在、国は教科用図書を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとしてされているところ、改正案による改正後は、教科書等について、①図書であるものと②電磁的記録（デジタル）であるものに区別して、無償措置の方法が定められる。具体的には、①図書であるものについては、これまでと同様に購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付、②電磁的記録（デジタル）であるものについては、使用権の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置となる。なお、障害のある児童生徒のための教科用特定図書等¹³の無償給付等についても同様の対応となる¹⁴。

（３）著作権法の一部改正

現在、教科用図書に係る著作権の権利制限の対象となる利用行為として教科用図書への「掲載」が認められているが、改正案による改正後は、対象となる利用行為が追加され、教科書に掲載された著作物は、教科書の採択、発行等又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用に伴って、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず¹⁵、利用することができることとなる。また、改正案による改正後は、教科書に音声や動画が含まれ得ることから、実演、レコードの利用にも上記が準用される。

（４）施行期日等及びその他の法律の改正

施行期日は一部を除き令和９年４月１日であり、必要な経過措置が定められている。デジタルな形態を含む教科書は次期学習指導要領の実施に合わせて使用できるようにすることが念頭に置かれ、前回の改訂を踏まえた図表３のようなスケジュールが想定されている。

¹¹ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部

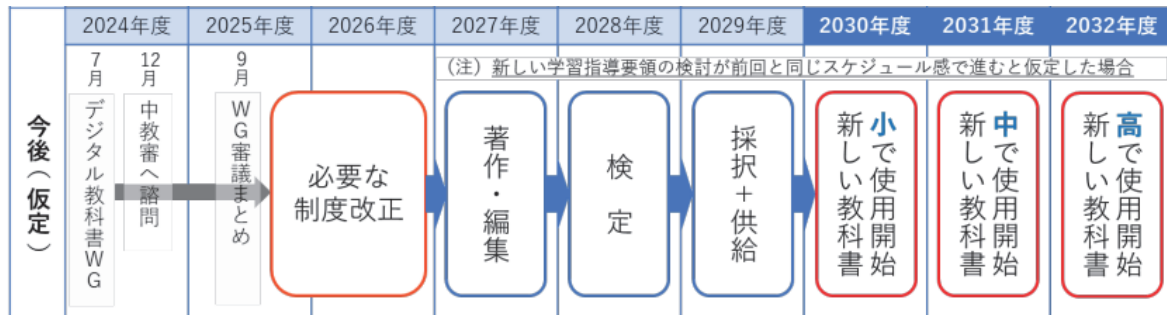
¹² 現在も、学校教育法附則第９条第１項に規定する「教科用図書」（同法第34条第１項に規定する教科用図書以外の教科用図書）は、無償法第１条第１項の「教科用図書」に含まれる。

¹³ 視覚障害のある児童生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等（改正案による改正後は「教科書」。以下同じ。）を複製した図書、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るもの。

¹⁴ 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用特定図書等は、学校教育法附則第９条第１項に規定する教科用図書（改正案による改正後は同法附則第９条に規定する「教科用の教材」）に含まれるため、無償措置法に基づき無償措置が行われる。義務教育諸学校（特別支援学校及び特別支援学級除く。）で使用する教科用特定図書等は、教科書バリアフリー法（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律）に基づき無償措置が行われることから、同法も改正される。

¹⁵ デジタルな形態を含む教科書の使用等に伴うクラウド配信等による利用が可能となる。

図表3 デジタルな形態を含む教科書に係る想定スケジュール



(出所) 文部科学省「デジタルな形態も含む新たな教科書についてーデジタル教科書推進WG 審議まとめ（令和7年9月24日）解説資料ー」（令7.12.24）

(1)～(3)以外に、教科書の発行に関する臨時措置法、文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律、教科書バリアフリー法について、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用、発行及び無償措置に関して必要な措置を講ずるための改正が行われるほか、産業教育振興法等について、「教科用図書」を「教科書」に改める等の改正が行われる。

(5) 改正案成立後に想定される制度整備に向けた検討

改正案成立後も政省令の改正を始めとする様々な制度整備が必要であり、主なものとして、①政省令・告示等、②発行・採択、使用の考え方に係る大臣指針、③デジタル部分の検定、④デジタル部分の標準仕様、⑤デジタルな形態の教科用特定図書等の標準規格、⑥デジタルな形態を含む教科書への著作物の掲載に係る補償金の算出方法について、検討がなされる見込みである。

4. 国会における主な論議

改正案は、衆議院文部科学委員会において、令和8年4月22日に趣旨説明の聴取、24日に質疑、討論及び採決が行われ、28日の衆議院本会議で多数をもって可決、参議院に送付された。5月29日に参議院本会議において趣旨説明・質疑が行われた後、参議院文教科学委員会において、6月2日に趣旨説明の聴取及び質疑、9日に質疑、討論及び採決が行われ、10日の参議院本会議で多数をもって可決、成立した。なお、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会では、改正案に対し、それぞれ附帯決議¹⁶が付されている。以下、国会における主な論議を紹介する¹⁷。

¹⁶ 衆議院文部科学委員会の附帯決議は衆議院ウェブサイト<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monkaA0F2C3DA6E96507149258DE6000658CF.htm>、参議院文教科学委員会の附帯決議は参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/221/f068_060901_1.pdf>参照。

¹⁷ 質疑等において、新たに導入されるデジタルな形態の教科書について「デジタル教科書」の用語が用いられることがあったが、現行の教科書代替教材である「デジタル教科書」と区別するため、本稿では、原則として発言に依拠しつつも、文脈から改正後の教科書を指すと思われる場合等は、「デジタルな形態の教科書」、「教科書のデジタル部分」などの「デジタル教科書」以外の表現に換えている。

（１）法改正の目的・意義

デジタルな形態の教科書を導入する狙いを問われた文部科学大臣は、教科書の内容を子供たちにとって分かりやすくしたり、障害などにより教科書の内容を理解することが難しい状況にある子供にとって学びやすくするため、デジタルの特性がいきる学習にデジタルを取り入れて教科書を作成することによって子供たちの学びの質を高めていくことを目的とするものであり、デジタル化は目的ではなく飽くまで手段である旨、答弁した¹⁸。

デジタル教科書に関し、従来どおり教材としての活用でも十分に対応可能ではないかとして、今あえて正式に制度化する必要性を問われた文部科学大臣は、現行の教科書代替教材としてのデジタル教科書は、紙の教科書の内容をそのままタブレットなどで表示するものであるため、英語のネイティブ音声や理科の実験動画などを教科書の一部として掲載することなどはできないが、今回の制度改正により、そうしたデジタルの特性をいかした教科書を提供することが可能となる旨、また、現在の教科書の紙面上に掲載されている二次元コード先のデジタルコンテンツは教材の扱い¹⁹であるが、制度改正後は教科書の内容として検定の対象とすることにより、質の担保を図っていききたい旨、答弁した²⁰。

（２）デジタルな形態の教科書の使用

ア 紙とデジタルの割合等

今回の制度改正について文部科学大臣は、飽くまでこれまでの紙を中心とした学習環境を基本としつつ、デジタルの特性がいきる学習にデジタルを取り入れて教科書を作成することにより、子供たちの学びの質を高めていく旨、説明している²¹。こうした説明を踏まえ、完全なデジタルは例外的な扱いであり、原則は「紙のみ」又は「紙とデジタル」ということを大臣指針²²ではなく法律に明記すべきと指摘されたのに対し、文部科学大臣は、教科書は学校教育法に基づき検定を経る必要があり、法に基づく検定規則により、検定申請が可能な教科書の種目は文部科学大臣が定める仕組みとなっている旨説明し、大臣指針で示す、全てがデジタルの教科書の扱いは、検定規則等により制度的に担保する旨、答弁した²³。

将来的なデジタルへの完全移行の可能性について問われた文部科学省は、今回の改正により紙の教科書を廃止して一律にデジタルな形態の教科書に切り替えていく考えは現

¹⁸ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）14 頁

¹⁹ 教材の扱いであるにもかかわらず、学校現場が二次元コード先のデジタルコンテンツも全て扱わなければならないのではないかと負担に感じていることや、多くの教育委員会で二次元コード先も採択の際の考慮の対象等となっていること、こうした状況を踏まえて教科書発行者が二次元コードを大幅に増加させているといった課題が指摘されており、文部科学省は、今回の改正において、こうした課題にも対応していききたい旨、説明している（第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）25 頁）。

²⁰ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）4～5 頁

²¹ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）17 頁

²² 審議まとめにおいて、新たな教科書の発行や採択に当たって紙又はデジタルの活用が期待される学年や教科、学習場面等についての一定の指針を国において示すことが提言されていることを踏まえ、令和 8 年 4 月から、教科書発行者や教育委員会・学校等が新たな制度の下で教科書を発行や採択・使用するに当たっての判断に資する指針の検討を行うため、文部科学省において、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」が開催されており、同年秋頃までに取りまとめがなされる見込みである。

²³ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）25～26 頁

時点では持っていない旨、答弁した²⁴。また、紙とデジタルの併用割合の目安など、国として一定の基準等を示す考えがあるか問われた文部科学省は、教科書の活用の仕方については、学校の教員の裁量であると考えており、教科書のデジタル部分の使用について量的な目安を一律に定めることは現時点で考えていない旨、答弁した²⁵。

イ 使用学年・教科

全てがデジタルの教科書の使用等を認める学年・教科について問われた文部科学大臣は、今後策定する大臣指針で示すとした上で、現行のデジタル教科書のこれまでの配付・活用の取組や、中央教育審議会等において小学校低学年や中学年では慎重に考えるべきという意見が多く出されていることを踏まえ、小学校4年生以下では認めるべきではなく、教科についても当面は国語や社会、道徳などは認めるべきではないと考えている旨、答弁した²⁶。また、大臣指針で示す内容を踏まえて、検定規則等で示す学年・教科以外では、全てがデジタルの教科書の検定申請を受け付けないことによって、実効性を担保していきたい旨、答弁した²⁷。

こうした答弁を踏まえ、紙又はデジタルの活用が期待される学習場面や教科・学年等について検討会議で議論が行われている中²⁸、特定の学年や教科の扱いに言及した理由と、全てがデジタルの教科書について小学校4年生以下や国語、社会、道徳などで認めるべきではないと考える根拠を問われた文部科学大臣は、一律に全てがデジタルの教科書に切り替わるのではないかという声も聞く中で、中央教育審議会でのヒアリングや有識者会議における意見等を踏まえ、現時点での考えとして述べたものである旨、答弁した²⁹。なお、文部科学省は、これらの学年や教科においても、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッドな形態の教科書は十分に考えられる旨、説明している³⁰。

ウ デジタル部分の使用可能期間

教科書のデジタル部分は使用権としての提供が想定されることを踏まえ、学習内容の振り返りや継続的な活用の観点から、その使用可能期間について問われた文部科学省は、審議まとめにおいて、少なくとも義務教育段階では3年以上、高校段階では4年以上とすることが望ましいとされており、改正案の成立後には省令で具体的なことを定めていきたいとした上で、子供たちが残しておきたい部分については、ダウンロード・印刷を

²⁴ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）9頁

²⁵ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）10頁

²⁶ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）3～4頁

²⁷ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）4頁

²⁸ 脚注22参照

²⁹ 第221回国会参議院本会議録第17号（令8.5.29）。なお、文部科学大臣は記者会見において、文脈を理解しつつ読み込んだり書き込んだりする学習場面が想定される国語や道徳、文章と資料を一覧で見る学習場面が多い社会などでは、全てがデジタルの教科書はふさわしくないと考えている旨、説明している（文部科学省ウェブサイト「松本洋平文部科学大臣記者会見録（令和8年4月28日）」）。また、デジタルが望ましくない学習場面について問われた文部科学省は、例えば、文脈を理解しつつ読み込んだり書き込んだりする学習場面、文章と資料を一覧で見る学習場面、作図したり実際の長さを測るなどの学習場面などについて、紙の活用が大いに期待されるのではないかと考えている旨、答弁した（第221回国会参議院文教科学委員会会議録第9号（令8.6.9））。

³⁰ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第9号（令8.6.9）

可能としたいと考えている旨、答弁した³¹。こうした答弁を踏まえ、小学校等においてデジタル端末は貸与が主流であり、ダウンロードしても児童生徒の手元に残るのか疑問であると指摘された文部科学大臣は、教科書のデジタル部分については、児童生徒が自身のアカウントからログインすることで、自宅のパソコンなどにダウンロードして転学・卒業後も使用することが考えられる旨、答弁した³²。

(3) 学習効果や実証研究等

ア 紙とデジタル

紙とデジタルそれぞれの学習効果について問われた文部科学省は、多様な先行研究があることは承知しているが、条件等の違いにより紙優位の結果が出ているものもあれば、デジタル優位の結果が出ているものもあり、効果を一概に言うことは難しいとした上で、文部科学省において実施した実証研究では、現行のデジタル教科書を使用した学習と紙の教科書を使用した学習で比較したところ、学習後の記憶や理解のテストではほぼ同等の結果となった旨、答弁した³³。また、紙とデジタルそれぞれのメリットについて、文部科学大臣は、紙には一覧性の高さや文章をじっくり読む活動に適しているといった良さ、デジタルには動画・音声等による説明も可能といった良さがある旨、説明している³⁴。

イ デジタル教科書

デジタル教科書の効果について十分な検証と評価を踏まえた上で、しっかりと制度設計すべきではないかと問われた文部科学大臣は、文部科学省が実施してきた実証研究においては、現行のデジタル教科書をいつも使うと答えた児童生徒ほど、授業内容の理解、主体的・対話的で深い学びといった項目で肯定的な回答割合が高いことが分かっており、これらの項目は全国学力・学習状況調査の正答率とも相関関係にあることなどを紹介した上で、現行のデジタル教科書は、紙の教科書をそのままタブレットなどで表示する教科書代替教材であり、デジタルならではの可能性を狭めている面も考えられることから、今回の改正を通じ、教科書の内容をより分かりやすくしたり学習意欲や関心を高めたりすることなどにより、児童生徒の学力面での効果につなげていきたい旨、答弁した³⁵。

ウ 今後の実証研究

今後の実証研究に関し、どのような観点を指標にして教育効果を検証していくのか問われた文部科学省は、これまでの実証研究は義務教育段階が中心だったところ、今後は高校段階やこれまで実証研究では扱わなかった教科にも広げることを考えているとした上で、新たな教科書と授業理解、主体的な学びとの関係などの学習効果、健康などの側面等、現場の意見も聴きながら新たな教科書の効果や影響を分析していきたい旨、答弁した³⁶。

³¹ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）18～19 頁

³² 第 221 回国会参議院本会議録第 17 号（令 8. 5. 29）

³³ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）2 頁

³⁴ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）21 頁

³⁵ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8. 4. 24）5 頁

³⁶ 第 221 回国会参議院文教科学委員会議録第 8 号（令 8. 6. 2）

（４）教科書検定

デジタルな形態の教科書が正式な教科書となることで検定制度はどのように変わるのか問われた文部科学省は、紙かデジタルかを問わず、教科書として扱われる内容が適切であるかを審査することが前提であるとした上で、教科書の一部となる動画等の検定基準については、教科等の特性を踏まえて検討するとともに、二次元コード先の動画等については教科書発行者の責任の下で作成した必要なものに限定するなど一定の枠組みの下で認めることを考えている旨、また、社会情勢の変化等に応じた教科書の内容の修正については文部科学大臣に訂正申請できる仕組みになっているところ、印刷や製本のプロセスを要しないデジタルの特性も踏まえ、こうした訂正申請等の在り方についても今後検討を進めていく旨、答弁した³⁷。なお、教科書に掲載する二次元コード先のコンテンツの数や範囲について具体的な制限や基準を設けるべきとの指摘に対し、文部科学省は、教科書全体の内容や分量の精選の観点から、動画などのデジタルコンテンツの分量の在り方についても教科書検定調査審議会で検討してほしいと考えている旨、答弁した³⁸。

デジタルな形態の教科書に対応した教科書検定の体制整備について問われた文部科学省は、デジタル部分の検定については、教科書検定調査審議会において検定体制の在り方も含め議論が必要と考えているとした上で、どの程度の申請件数に対応する必要があるかを把握するなど、必要な準備を進めていきたい旨、答弁した³⁹。

（５）教科書採択、子供や学校現場による教科書の選択

教科書の採択は教育委員会等が行うところ⁴⁰、制度改正後はこれまで以上に専門的な知識と十分な検討が求められるとして、各教育委員会等における採択事務の負担軽減について問われた文部科学省は、今後策定する大臣指針は教科書採択の参考にもなることや、教科書に掲載される二次元コード先を限定していくことで採択を行う場合の調査研究の負担軽減に資すると考えていることを説明した上で、都道府県は教科書の研究を実施し市町村の教育委員会等に適切な指導・助言等を行うとされており、文部科学省としては、市町村の教育委員会等の採択権者が教科書採択を円滑に行うことができるよう都道府県に指導・助言をしていく旨、答弁した⁴¹。また、デジタルな形態を含む新たな教科書の採択スケジュールについて問われた文部科学大臣は、これまでと同様のスケジュール（当該教科書の使用を開始する前年度の４月末頃に教科書見本が到着した後、８月３１日までに行う）とすることを想定しているとした上で、各教科書のデジタル機能等の一覧化等にも取り組み、採択がスケジュールどおり進むように環境整備に努めていきたい旨、答弁した⁴²。

子供たちが学びやすい形態を選べるよう、採択された教科書以外は学べない教科書制度

³⁷ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8.4.24）10 頁

³⁸ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8.4.24）7～8 頁

³⁹ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8.4.24）18 頁

⁴⁰ 教科書の採択（学校で使用する教科書を決定すること）の権限は、公立学校ではその学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会、国・私立学校では校長にある。公立の小中学校等において使用される教科書については、都道府県教育委員会が設定した採択地区ごとに同一の教科書を採択することとなっている。

⁴¹ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会議録第 8 号（令 8.4.24）8 頁

⁴² 第 221 回国会参議院文教科学委員会議録第 8 号（令 8.6.2）

を見直し、子供たちや学校現場が自由に教科書を選べる制度にする必要性について問われた文部科学大臣は、児童生徒によって異なる内容の教科書を使用することは、学習上・指導上の支障を生じさせる可能性もあるため慎重な判断が必要であり、現在の市町村を基本的な単位とした採択は、教師による共同研究や研修の充実など教育上の意義を有していると考えている旨、答弁した⁴³。

（６）教科書価格⁴⁴

デジタルな形態の教科書を製作するための必要なコストが適切に反映される形で教科書価格が設定される必要性について問われた文部科学大臣は、デジタルな形態を含む新たな教科書の価格については、クラウド通信料など、製造・供給に係るコスト構造が紙の教科書と異なる点などを考慮する必要があるため、教科書発行者と必要なコストの算出に向けた検討を始めた旨、答弁した⁴⁵。他方、コストに見合う適正な価格にするため原価計算を行うべきとの指摘に対し、文部科学省は、紙の教科書についてサイズ等の規格は発行者の判断に委ねられており、製造過程や仕入れの実態も様々であることを踏まえ、個別の教科書ごとに原価計算する方式は採用しておらず、制度改正後の新たな教科書も製造や供給の実態は様々となることが想定され、原価計算により算出される数値から価格を設定することは難しいのではないかと考えている旨、答弁した⁴⁶。

デジタルな形態の教科書について、これまでと同様に義務教育段階は無償措置の対象となる一方、高校段階の教科書は無償ではないことから、教科書価格について生徒側の負担も考慮する必要があるとの指摘に対し、文部科学省は、可能な限り低廉にとどめることが望ましいが、教科書の質を担保するために、教科書の製造・供給コストに見合った価格となるよう考慮することも必要であるとし、保護者負担の観点も併せ適正な教科書価格の設定に取り組んでいく旨、答弁した⁴⁷。

デジタル化による教科書発行者の負担増の可能性を踏まえ、小規模出版社が撤退し教科書市場が大手数社に寡占される懸念があるとの指摘に対し、文部科学省は、適正な定価になるよう教科書発行者と連携を図りながら検討していきたいと考えており、また、二次元コード先のデジタルコンテンツの無制限な拡大を抑制していくことも含め、教科書発行者のコスト負担という観点も検討したい旨、答弁した⁴⁸。

（７）教員の指導力向上、教職員の負担軽減

ア 教員の指導力向上

新しい教科書の導入を見据えて、どのように教師の指導力を高めていくのか問われた

⁴³ 第 221 回国会参議院文教科学委員会会議録第 9 号（令 8.6.9）

⁴⁴ 教科書の定価は、文部科学省告示で定める定価認可基準に基づき、原則として使用年度の前年度の 2～3 月頃に、教科書の種目別、学年別に定められた最高額の範囲内で文部科学大臣が認可する。

⁴⁵ 第 221 回国会参議院本会議録第 17 号（令 8.5.29）

⁴⁶ 第 221 回国会参議院文教科学委員会会議録第 9 号（令 8.6.9）

⁴⁷ 第 221 回国会参議院文教科学委員会会議録第 9 号（令 8.6.9）

⁴⁸ 第 221 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 8 号（令 8.4.24）25 頁

文部科学大臣は、新たな教科書の使用が始まる令和12年度を見据え、研修動画の充実や先進事例の更なる横展開などにより、全国の教師が指導力を一層高めることができるように取り組んでいきたい旨、答弁した⁴⁹。また、研修の充実と教員の働き方改革の両立について問われた文部科学大臣は、業務の精選・見直しや支援スタッフの配置充実などによる働き方改革を一層推進していくことが必要不可欠であるとした上で、研修の方法に関してもオンデマンド型のオンライン研修を組み合わせるなど効果的・効率的な方法を推進することにより、研修の充実と教員の働き方改革を両立させていきたい旨、答弁した⁵⁰。

教員養成課程におけるデジタル教科書や端末の使用・活用について、現状と課題、課題解決に向けた方策を問われた文部科学大臣は、教職課程において「情報通信技術の活用」を位置付けているが、デジタル教科書を実際に活用した取組は必ずしも十分ではないと認識しており、教員養成課程の中で新たな教科書を活用した学びがしっかりと行われるよう、関係者とも必要な意見交換や連携を行っていく旨、答弁した⁵¹。

イ 教職員の負担軽減

デジタルな形態の教科書の導入に関し、教員の負担増の可能性に対する認識や対応を問われた文部科学大臣は、デジタル機器の管理やトラブルに対応する教員の負担軽減は大変重要な課題であると考えており、教育委員会におけるＩＣＴ推進を担当する体制の整備やＩＣＴ支援員⁵²を始めとする専門人材の配置などを促進している旨、また、アカウント管理について複数のビューアーへのアカウントの一括登録機能の実装などの検討を始めている旨、答弁した⁵³。

また、教科書の内容を網羅的に教えなくてはならないという「教科書「を」教える」教科書観が依然として根強いことや、教科書の内容や分量が多く学校現場で負担が生じていることなどを踏まえ、現在の教科書の分量や教科書観に対する見解を問われた文部科学大臣は、中央教育審議会での次期学習指導要領に向けた議論では、現在の教科書は内容が充実し分量が増加した一方、網羅的に指導すべきとの考えが根強く存在し、教師に負担や負担感を生んでいるとの指摘がある中で、教科書の内容は教科等の中核的な概念をつかみやすいものに精選する必要があること、「教科書「を」教える」から「教科書「で」教える」への転換が求められるとの方向性が示されており、こうした考え方の下、中央教育審議会等において教科書の在り方について検討を行っていく旨、答弁した⁵⁴。

⁴⁹ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）4頁

⁵⁰ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）5～6頁

⁵¹ 第221回国会参議院本会議録第17号（令8.5.29）

⁵² 学校のＩＣＴ環境整備3か年計画（令和7～9年度）において「4校に1人配置」とされ、所要の地方財政措置が講じられているが、令和6年度の配置状況は全国平均で4.5校に1人である。複数の議員からその常勤化や増員が求められたが、文部科学大臣は、まずは全体として4校に1人の配置が満たされるよう促していく旨、説明している（第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）21～22頁、第221回国会参議院本会議録第17号（令8.5.29））。

⁵³ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）21頁

⁵⁴ 第221回国会参議院本会議録第17号（令8.5.29）

（８）学習上の困難の低減、教科書のアクセシビリティ

読むことに困難を抱えるなどの多様な学習特性を有する児童生徒に対して、デジタルな形態の教科書による支援をどのように進めていくのか問われた文部科学省は、デジタルな形態を含む新たな教科書についての標準仕様を策定することを考えており、読み上げやルビ振りなどの機能のほか、動画への字幕の掲載等の機能の標準的な実装を検討していく旨、また、検定教科書では学習が困難な児童生徒のために作成される教科用特定図書等についても国内外のアクセシビリティ規格を踏まえた標準規格の策定を検討しており、多様な障害や発達特性を有する児童生徒の学習上の困難の軽減を図っていく旨、答弁した⁵⁵。また、文部科学省は、紙の教科書では学習が困難な児童生徒には、教科書バリアフリー法に基づきデジタル化した上で、ハイライト表示等の高いアクセシビリティ機能を備えたものの発行を促進し、無償で使えるようにする予定である旨、説明している⁵⁶。

また、アクセシビリティに関し、デジタルな形態の教科書の標準規格策定プロセスにおける当事者の参加機会の確保について問われた文部科学省は、デジタルな形態を含む新たな教科書の標準仕様策定に当たっては、特別支援教育の専門家や障害のある児童生徒の指導を担当する教師を含めて意見を聴き、障害のある児童生徒に必要な機能やその活用の在り方について検討していく旨、答弁した⁵⁷。

アクセシビリティ機能を検定通過の必須要件とするのか、また、ページ送りやボタン配置などのUI（ユーザーインターフェース）等について標準化を進めるのか問われた文部科学省は、デジタルな形態を含む新たな教科書については標準仕様を定めることとしており、アクセシビリティ機能のほか、ナビメニューの共通化などによるUIの確保も検討しているとし、標準仕様自体は法的拘束力を有しないが、広く教科書発行者や配信事業者も交えて協議・検討を進めることにより、実効性を担保していきたい旨、また、教科書検定は記述内容に欠陥がないかを指摘することを基本とするものであり、機能そのものについて審査することは現時点では考えていない旨、答弁した⁵⁸。

（９）デジタルな形態の教科書の仕様やデータの取扱い

教科書データと閲覧、配信システムが一体化し、特定企業の仕様が事実上の標準となることで、教科書会社や学校が従属的な立場に置かれる懸念があることから、オープンで透明性の高い標準仕様を国主導で策定し、教科書データの相互運用性を確保するなど、いわゆる共通基盤の整備が不可欠であり、これを国の責務として位置付けるべきとの指摘に対し、文部科学大臣は、デジタルな形態を含む新たな教科書についての標準仕様を策定することとしており、その検討に当たっては、広く教科書発行者や配信事業者なども交えて協

⁵⁵ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）12頁

⁵⁶ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令8.6.2）。文部科学大臣は、記者会見において、今回の制度改正により、教科書バリアフリー法に規定されている教科用特定図書等の中に、検定教科書の内容をそのままデジタル化したものを位置付け、国として標準規格を策定して発行を促進する考えである旨、説明している（文部科学省ウェブサイト「松本洋平文部科学大臣記者会見録（令和8年4月28日）」）。

⁵⁷ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）28頁

⁵⁸ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第8号（令8.6.2）

議・検討することでバランスの取れたものにしていきたい旨、答弁した⁵⁹。

デジタルな形態の教科書は、学習ログや生体データ⁶⁰の収集・活用が可能だが、データの収集・活用は児童生徒のプライバシー等に深く関わる問題であり、情報セキュリティ等の観点からも極めて慎重であるべきとして、こうした学習ログや生体データの活用をどこまで視野に入れているのか問われた文部科学大臣は、教育データを効果的に利活用することは重要だが、個人情報の適正な取扱いや情報セキュリティの確保が前提となるため、文部科学省で取りまとめた教育データの利活用に係る留意事項において、個人情報を取り扱う際は、必要最小限のデータ取得とすることなどを示しており、引き続き教育委員会、学校において個人情報の適正な取扱いや適切なセキュリティ対策が行われるよう取り組んでいく旨、答弁した⁶¹。

(10) デジタル端末の適切な使用や健康面への影響

授業中におけるデジタル端末の目的外利用を防ぐための管理方法や適切な学習環境の確保について問われた文部科学省は、端末を学習に関係のない目的では使わないように指導することなどを通知しているほか、有害情報の閲覧を防止するためのフィルタリング設定を適切に行うことを要請しており、ほぼ全ての端末でフィルタリング機能が導入されていることを確認している旨、答弁した⁶²。

また、健康面への影響に関し、夜間使用や連続使用時間等の制御、保護者端末からの管理機能など、デジタルだからこそ可能な健康を守る設計を組み込む必要性を指摘されたのに対し、文部科学大臣は、フィルタリング設定を適切に行うことを教育委員会に要請するなど、学習において端末が適切に活用されるよう取り組んでおり、各教育委員会においてもフィルタリングの設定や端末の使用可能時間帯の制限などの取組が行われている旨、答弁した⁶³。

デジタル教科書の長時間使用が視力、姿勢、睡眠など子供の健康に与える影響についての医学的な検証の実施状況を問われた文部科学省は、デジタル教科書の使用に関しては、日本眼科医会等のヒアリングを経て、留意事項を盛り込んだガイドラインを作成して周知を進め、約6割の教師や児童生徒が遵守できているという調査結果もあるとした上で、今後示す大臣指針にも医学的・専門的知見を踏まえた留意事項を明記し、実証研究を通じて継続的に状況を把握したい旨、答弁した⁶⁴。また、視力や姿勢のみならず、集中力や読解力等の低下、発達の障害、デジタル依存の問題といったデジタルの負の影響についての認識を問われた文部科学大臣は、そうした問題意識も受け止めつつ、デジタルの利点も組み合わせ適切な形の教育が行えるよう検討を進めたい旨、答弁した⁶⁵。

⁵⁹ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）13頁

⁶⁰ 指紋や虹彩、顔画像、声、健康情報といった人体に由来するデータ。本人確認や健康管理などに用いられる。

⁶¹ 第221回国会参議院本会議録第17号（令8.5.29）

⁶² 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）6頁

⁶³ 第221回国会参議院本会議録第17号（令8.5.29）

⁶⁴ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号（令8.4.24）24～25頁

⁶⁵ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第9号（令8.6.9）

また、デジタルな形態の教科書の導入を契機に、デジタル端末の適切な使い方を身につけるため、健康面を含む情報モラル教育に力を入れていくべきとの指摘に対し、文部科学大臣は、学習指導要領において情報モラルを含む情報活用能力を学習の基盤として位置付け、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを行うよう全ての学校現場に求めており、また、児童生徒向けの学習コンテンツの提供や教職員を対象とした研修会の開催を行っているとした上で、学習指導要領改訂の議論も踏まえつつ、情報モラル教育の一層の充実を図っていききたい旨、答弁した⁶⁶。

(11) ICT環境の整備等

更なるデジタル化を見据えた通信ネットワーク環境の一層の整備の必要性を指摘された文部科学大臣は、必要なネットワーク速度を確保済みの学校は全国で約64%であり、令和10年度末には約95%の設置者において、設置している全ての学校で必要なネットワーク速度の確保が完了する見込みとなっているが、各設置者における状況の確認や改善に係る経費の補助等を通じ、全国の学校で必要なネットワーク速度がより早期に達成されるよう努めていきたい旨、答弁した⁶⁷。また、家庭におけるICT環境等の差によって学びに格差が生じないようにどのように対応していくのか問われた文部科学省は、学校教育に係る家庭における通信費等に対し、就学援助や高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費によって支援を行っている旨、答弁した⁶⁸。

公立高校等におけるデジタル端末の整備について保護者負担を原則とする都道府県が半数を超えていることや、現行のデジタル教科書の発行割合が義務教育段階では100%に迫る一方で高校段階では6割を切っていることから、義務教育段階に比べてデジタル化が遅れていると指摘されたのに対し、文部科学大臣は、義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ児童生徒が高校に進学した後も同様に学ぶことができる環境を整えていくことは重要であり、大臣指針において高校段階も含めてデジタルの活用が期待される場面等を示し、新たな教科書の発行・使用を促すとともに、高校段階の実証研究や新たな教科書を効果的に活用できる学習環境の整備に取り組んでいきたい旨、答弁した⁶⁹。

(12) その他

ア 諸外国の状況

教育のデジタル化を先進的に進めてきた北欧諸国において、デジタル化を見直して紙中心の学習環境に回帰する動きがあるといった報道を踏まえ、諸外国の動向の把握状況を問われた文部科学省は、日本と同様の教科書の使用義務や検定制度がない国も多く、日本の教科書と一様に比較できるものではないとした上で、スウェーデンで印刷出版物である教科書の購入を補助する仕組みを近年導入したことは事実だが、デジタル化を全

⁶⁶ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第9号（令8.6.9）

⁶⁷ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第8号（令8.6.2）

⁶⁸ 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第8号（令8.4.24）7頁

⁶⁹ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第9号（令8.6.9）

てやめて紙の教科書に回帰しようといったものではないこと、また、フィンランドについては自治体ごとにデジタルの活用方針は様々だが、フィンランド政府としては、デジタルと紙のそれぞれの良さをいかす方針であることを確認しているとして、諸外国の状況も参考にしながら学びの充実を図っていききたい旨、答弁した⁷⁰。

イ 書くことや体験活動の重要性

書くことの重要性や書く機会の確保について問われた文部科学大臣は、書く活動や紙の資料も活用して学ぶ活動は今後とも重要であると考えており、今後策定する大臣指針においても、書く活動を学習活動の中で確保していく重要性について示し、そうした学習の場を子供たちにしっかり提供していきたい旨、答弁した⁷¹。

教育のデジタル化が進む中における体験活動の重要性に対する所見と、体験活動充実に向けた今後の取組について問われた文部科学大臣は、デジタル化が急速に進展する現代だからこそ、青少年の健全な育成には自然体験などの体を使った直接的な体験活動が重要であるとした上で、文部科学省としては体験活動の普及啓発事業に取り組むとともに、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、青少年教育施設での体験プログラムの提供や民間団体が行う体験活動への助成等を行っている旨、答弁した⁷²。

ウ 教科書へのA Iの搭載

教科書へのA Iの搭載について見解を問われた文部科学省は、A Iを教科書に実装することは条文上排除されないものの、技術的な観点を含めた実証が必要であることなどから、直ちにA Iを実装することは考えていない旨、答弁した⁷³。また、適切なA Iを搭載した教科書を検定によって選定する必要性を指摘された文部科学大臣は、A Iの搭載を認めていくに当たっては、どのようなA Iが対象となるか、内容の正確性を担保できるかなどの観点について整理が必要であり、学校現場におけるA Iの活用状況等を十分に踏まえながら検討していきたい旨、答弁した⁷⁴。

5. おわりに

教科書についてデジタルな形態を認めるという大きな制度変更に当たり、国会審議だけでなく報道等においても様々な議論が巻き起こった。多くの注目を集める中、改正案の成立によりデジタルな形態の教科書の導入に向けた一步が踏み出されたものの、詳細な制度設計は省令や大臣指針などに委ねられ、検討すべき課題も多い。令和12年度に想定される新たな教科書の使用開始に向けて迅速な検討が求められるとともに、学習効果や健康面への影響といった様々な不安・懸念の声だけでなく、デジタルへの期待にも十分に応え、質の高い教育の実現へとつなげていけるのか、今後の取組が注目される。

(とくだ たかこ)

⁷⁰ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号(令8.4.24)3頁

⁷¹ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号(令8.4.24)17頁

⁷² 第221回国会参議院本会議録第17号(令8.5.29)

⁷³ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第8号(令8.4.24)17～18頁

⁷⁴ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第9号(令8.6.9)